

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	南-12	見 積 価 額	6,280,000 円
		公売保証金	630,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1	所 在 地 目 地 積	川口市坂下町三丁目 387番10 雑種地 66㎡	
（建物の表示）			
2	所 在 地 積	川口市坂下町三丁目 387番地10 387番10 居 宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 40.15㎡ 2階 23.18㎡	

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域、第一種住居地域

建ぺい率60%、容積率200%

建築基準法第22条区域、川口市景観計画区域

2 接道状況

北東側幅員約4mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路））にほぼ等高に接面する。

3 物件の現況

（1）間口約2m、奥行約6.8m、公簿面積66.00㎡の長方形地。

（2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）上水道あり、下水道あり、都市ガスなし。

（4）昭和55年2月に新築。

（5）所有者が居住中。

（6）対象土地内に東日本電信電話株式会社の電柱あり。

（7）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

埼玉高速鉄道「鳩ヶ谷」駅から南東方約1km（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1、2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。見積価額の内訳は以下のとおり。

土地（対象物件1） 6,181,900円

建物（対象物件2） 98,100円

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

（4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。

（5）川口市は契約不適合責任を負わない。

（6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。
また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。

（7）危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後に発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

混在財産

売却区分番号

南-12

[所在図]



[区画図]



[東方から撮影]



[東方から撮影]

